

4. 日本標準商品分類中分類新旧対照表

新 分 類		旧 分 類
大 分 類	中 分 類	中 分 類
1. 粗原料及び エネルギー源	01 生き物	09 生き物
	02 動物粗製品	10 食用以外の動物粗製品（繊維を除く。） 12 動物性及び植物性粗製繊維
	03 植物粗製品	11 食用に供しない植物粗製品（繊維を除く。） 12 動物性及び植物性粗製繊維
	04 金属鉱物	14 金属鉱 32 非鉄金属
	05 非金属鉱物及び岩石（石炭及び石油を除く。）	15 非金属鉱物及び岩石（石炭及び石油を除く。）
	06 石炭及び石炭製品	13 石炭，原油及び関連天然粗製品 25 石炭製品，木炭及び木炭製品
	07 原油及び石油製品	13 石炭，原油及び関連天然粗製品 26 石油製品及びガス製品
	08 電力，ガス及び用水	27 電力 13 石炭，原油及び関連天然粗製品 26 石油製品及びガス製品
	09 その他の粗原料及びエネルギー源	25 石炭製品，木炭及び木炭製品
2. 加工基礎材 及び中間製品	10 革製基礎材	17 革 36 その他の加工基礎材
	11 ゴム製基礎材	18 ゴム製基礎材 76 ゴムタイヤ及びチューブ
	12 木製基礎材（竹製基礎材を含む。）	19 木製基礎材（竹製基礎材を含む。）
	13 パルプ及び紙	20 パルプ及び紙
	14 紡織基礎製品	21 紡織基礎製品
	15 化学薬品	23 化学薬品 24 基礎化学製品
	16 基礎化学製品	24 基礎化学製品
	17 非金属鉱物基礎製品	28 非金属鉱物基礎製品（主として建設用） 29 非金属鉱物基礎製品（主として非建設用）
	18 鉄及び鋼	30 鉄及び鋼
	19 貴金属	31 貴金属
	20 非鉄金属	32 非鉄金属
	21 金属加工基礎製品	33 金属加工基礎製品
	22 電線及びケーブル	34 電線及びケーブル

新 分 類		旧 分 類			
大 分 類	中 分 類	中 分 類			
3. 生産用設備 機器及びエネ ルギー機器	23 シール（軸受用を除く。）	35 シール			
	24 工業生産建築物及び建築部材	78 工業生産建築物及び建築部材			
	25 容器（輸送用及び分配用容器に限る。） 及び包装用副材料（別掲を除く。）	80 容器及びせん（輸送用及び分配用容器に限る。）			
	26 その他の加工基礎材及び中間製品	36 その他の加工基礎材			
	3. 生産用設備 機器及びエネ ルギー機器	27 ボイラ	16 製造飼料及び製造有機質肥料		
		28 機関及びタービン	22 動植物油脂ろう及びその誘導製品		
		29 原子力機器	36 その他の加工基礎材		
		30 重電機器	24 基礎化学製品		
		3. 生産用設備 機器及びエネ ルギー機器	31 ポンプ、圧縮機、真空ポンプ、送風機、 油圧機器及び空気圧機器	37 ボイラ及び原子炉	
			32 金属加工機械	38 機関及びタービン	
			33 マニピュレータ、ロボット及びその関 連装置	37 ボイラ及び原子炉	
			34 工具、金型及びロール	63 回転電気機械（内燃機関補助装置を除く。）	
			35 運搬・昇降・貨物取扱装置及びその関 連装置	64 配電及び制御装置	
			36 繊維機械及び縫製機械	65 民生用電子電気機械器具	
			37 印刷関連機械及び紙工機械	43 ポンプ、圧縮機、真空ポンプ、送風機、油 圧機器及び空気圧機器	
			38 化学機械	40 金属加工機械	
			39 鉱山・建設機械	42 運搬・昇降・貨物取扱装置、産業用ロボッ ト及びその関連装置	
			40 農林・漁業用機器	41 工具、金型及びロール	
			41 保安・環境保全機器	42 運搬・昇降・貨物取扱装置、産業用ロボッ ト及びその関連装置	
			3. 生産用設備 機器及びエネ ルギー機器	42 トラクタ	47 繊維機械及びミシン
		43 その他の産業用機械		52 その他の産業用機械	
		44 軸受、チェーン、歯車、動力伝導装置 及び潤滑装置		45 化学機械	
		45 弁及び管継手		44 破碎機、摩砕機及び選別機	
		4. 輸送用機器		46 車両（軌条上を走行するもの）	48 鉱山及び建設機械
					51 トラクタ
					49 農林用機械器具
					50 漁業用機械器具
					59 保安・警報及び信号装置、公害防止及び浄 水装置
					51 トラクタ
				52 その他の産業用機械	
				39 軸受、チェーン、歯車、動力伝導装置及び 潤滑装置	
			62 弁及び管継手		
			70 車両（軌条上を走行するもの）		

新 分 類		旧 分 類
大 分 類	中 分 類	中 分 類
5. 情報・通信 機器	47 自動車及び二輪自動車（原動機付自転車を含む。）	71 自動車及び自動二輪車（原動機付自転車を含む。）
	48 自転車	72 自転車
	49 その他の輸送用車両	73 その他の輸送用車両
	50 船舶	42 運搬・昇降・貨物取扱装置，産業用ロボット及びその関連装置
	51 航空機，ロケット及び人工衛星	74 船舶
	52 電子計算機及び関連装置	75 航空機（人工衛星及びロケットを含む。）
	53 プログラム	68 電子応用装置（通信装置及び関連装置を除く。）
	54 通信装置及び関連装置	92 印刷物，レコード及びその他の記録物
	55 電子部品	67 通信装置及び関連装置
	6. その他の機 器	56 冷凍機，冷凍機応用製品及び装置
57 商業及びサービス業用機器		65 民生用電子電気機械器具
58 自動販売機及び自動サービス機		46 冷凍機，冷凍機応用製品及び装置
59 事務用機械及び装置		58 商業及びサービス業用機器
60 民生用電気・電子機械器具		91 娯楽装置，がん具及び運動競技用品（つり道具を除く。）
61 電子応用装置（電子計算機及び関連装置並びに通信装置及び関連装置を除く。）		58 商業及びサービス業用機器
62 その他の電気・電子機械器具		57 事務用機械及び装置
63 計量器，分析機器，試験機及び計測機器（別掲を除く。）		65 民生用電子電気機械器具
64 時計		68 電子応用装置（通信装置及び関連装置を除く。）
65 理化学機械及び光学機械		66 その他の電気機械器具
66 医療用機器		53 計量器，測定機器及び測量機器
		55 理化学機械及び光学機械（写真装置及び映画装置を除く。）
		54 時計
		55 理化学機械及び光学機械（写真装置及び映画装置を除く。）
		56 写真装置及び映画装置並びに用品
		60 医療用及び関連機械器具並びに装置
	79 医療用品及び関連製品	
	68 電子応用装置（通信装置及び関連装置を除く。）	
	45 化学機械	
	53 計量器，測定機器及び測量機器	
	55 理化学機械及び光学機械（写真装置及び映画装置を除く。）	

新 分 類		旧 分 類
大 分 類	中 分 類	中 分 類
7. 食料品, 飲料及び製造たばこ	67 武器	77 武器
	68 利器工匠具及び手道具	61 利器工匠具及び手道具
	69 農産食品	03 穀類及び豆類並びにこれらの製品 (種子用を除く。)
		04 野菜及び果実並びにこれらの製品
		05 糖類, 茶, コーヒー, ココア及び香辛料等作物並びにこれらの製品
	70 畜産食品	01 鳥獣肉類及びその調製品並びに酪農品及び鳥卵
	71 水産食品	02 魚介類及び海草類並びにこれらの調製品
	72 農産加工食品	04 野菜及び果実並びにこれらの製品
		05 糖類, 茶, コーヒー, ココア及び香辛料等作物並びにこれらの製品
		06 その他の食料品
	73 畜産加工食品	01 鳥獣肉類及びその調製品並びに酪農品及び鳥卵
	74 水産加工食品	02 魚介類及び海草類並びにこれらの調製品
	75 その他の食料品	06 その他の食料品
	76 飲料, 氷及び製造たばこ	07 飲料及び氷 08 製造たばこ
8. 生活・文化用品	77 台所用品及び食卓用品 (銀器, 銀めっき品及び類似金属品を除く。)	90 台所用品及び食卓用品 (銀器, 銀めっき品及び類似金属品を除く。)
	78 衣服 (履物及び身の回り品を除く。)	83 衣服 (履物及び身のまわり品を除く。)
	79 身の回り品	84 身の回り品
		84 身の回り品
		87 身辺細貨品及び銀器
		95 その他の最終製品
	80 履物	85 履物
	81 装身具, 身辺細貨品及び銀器	87 身辺細貨品及び銀器 95 その他の最終製品
		84 身の回り品
	82 家庭用繊維製品	86 家庭用繊維製品
	83 家具	88 家具
	84 冷暖房用, 食品調理用器具及び装置 (主熱源に電気を使用しない) 並びに衛生設備用品	89 暖房用, 食品調理用器具及び装置 (主熱源に電気を使用しない) 並びに衛生設備用品
	85 その他の住生活用品	94 その他の家庭用装置及び家庭用器具 95 その他の最終製品
86 医療用品及び関連製品	79 医療用品及び関連製品	
	60 医療用及び関連機械器具並びに装置	
87 医薬品及び関連製品	81 医薬品及び関連製品	

新 分 類		旧 分 類
大 分 類	中 分 類	中 分 類
9. スクラップ及びウエイスト	88 化粧品，歯みがき，石けん家庭用合成洗剤及び家庭用化学製品	82 化粧品，歯みがき，石けん，家庭用合成洗剤及び家庭用化学製品
	89 娯楽装置及びがん具	91 娯楽装置，がん具及び運動競技用品（つり道具を除く。）
	90 楽器	95 その他の最終製品
	91 スポーツ用具（靴及びユニフォームを除く。）	91 娯楽装置，がん具及び運動競技用品（つり道具を除く。）
	92 印刷物，フィルム，レコード及びその他の記録物（プログラムを除く。）	92 印刷物，レコード及びその他の記録物
	93 文具，紙製品，事務用具及び写真用品	56 写真装置及び映画装置並びに用品
	94 美術品，収集品及び骨とう品	93 文具，紙製品，事務用具及び絵画用品
	95 その他の生活・文化用品	56 写真装置及び映画装置並びに用品
	96 スクラップ及びウエイスト	97 美術品，収集品及び骨とう品
	0. 分類不能の商品	99 分類不能の商品
		96 スクラップ及びウエイスト
		99 分類不能のもの

5. 日本標準商品分類改訂に関する統計審議会分類部会の組織及び任務

組 織	任 務
統計審議会分類部会	統計審議会の専門部会として，日本標準商品分類改訂の方針等を定め，改訂原案，改訂作業中に生じた問題点等を審議し，統計審議会の答申案を作成する。
分類部会商品分類小委員会	分類部会の専門委員会として，日本標準商品分類改訂の方針等を検討し，その結果を分類部会に報告する。
分類部会商品分類調整委員会	分類部会専門小委員会の調整機関として，各専門小委員会相互間の問題点を調整し，大分類ごとにとりまとめ，分類部会に報告する。
分類部会専門小委員会(24)	担当商品に関する改訂原案を作成し，分類部会商品分類調整委員会に報告する。
分類幹事会	各関係省庁間の連絡調整等を行い，その結果を分類部会，調整委員会等に報告する。

(注) 商品分類改訂作業に関与した省庁：総務庁，防衛庁，経済企画庁，大蔵省，文部省，厚生省，農林水産省，通商産業省，運輸省，郵政省，労働省，建設省，自治省（アンダーラインを付した省庁は分類部会専門小委員会において，改訂原案の作成に関与した。）